

議案第36号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

平成29年5月17日提出

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年3月31日

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

飯能市都市計画税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項の前の見出しを削り、同項を附則第4項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第6項を附則第5項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項を附則第9項とする。

附則第11項の前の見出しを削り、同項を附則第10項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第12項を附則第11項とし、附則第13項を附則第12項とする。

附則第14項の前の見出しを削り、同項を附則第13項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第15項中「附則第5項及び第7項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第7項から第9項まで」に、「附則第10項」を「附則第9項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第12項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第14

項とする。

附則第16項中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項」を「第27項、第31項、第35項、第39項若しくは第42項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第17項を附則第16項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の飯能市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

飯能市都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であると</p>	<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であると</p>

きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年

きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年

度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

9 省略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

10 省略

11 省略

12 省略

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

13 省略

14 附則第4項及び第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第4項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6

度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

10 省略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

11 省略

12 省略

13 省略

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

14 省略

15 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6

項に、附則第5項、第7項及び第8項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第7項から第9項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第9項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項から第12項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読替規定)

15 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項若しくは第42項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(平成27年度から平成29年度ま

項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読替規定)

16 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(平成27年度から平成29年度ま

<p>での各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例)</p> <p><u>16</u> 省略</p>	<p>での各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例)</p> <p><u>17</u> 省略</p>
---	---

第十二項	標準後期高齢者支援金等課税総額	一般被保険者に係る標準後期高齢者支援金等課税総額
第十二項第一号	後期高齢者支援金等	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等
第十二項第二号口	国民健康保険法	国民健康保険法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法
第十四項	後期高齢者支援金等課税総額 当該 その 被保険者につき とする	一般被保険者である 納税義務者の 一般被保険者につき とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする
第十五項及び第十六項	被保険者 後期高齢者支援金等課税総額を	一般被保険者 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等課税総額を
第十七項	被保険者の 被保険者	一般被保険者の 一般被保険者
第十八項第一号	被保険者	一般被保険者
第十九項	の後期高齢者支援金等課税総額	又は附則第三十八条の二第五項の後期高齢者支援金等課税総額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第十四項の後期高齢者支援金等課税総額と同条第五項の後期高齢者支援金等課税総額との合算額)
第二十項第二号口	国民健康保険法	国民健康保険法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法
第二十八項	第十四項 及びその世帯に属する被保険者 の世帯に属する被保険者	第十一項、第十四項、第十九項 一般被保険者である納税義務者及び納税義務者の世帯に属する一般被保険者 当該納税義務者の世帯に属する一般被保険者
第二十二項中		第十一項及び第十九項中「一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の方のうち一般被保険者」と、第二十二項中

附則第三十八条の二第一項中「同条に規定する退職被保険者等所属市町村(以下この条において「退職者所属市町村」という。))を「退職者所属市町村」に、「うち前条」を「うち同条」に、「前条の規定により読み替えて適用される第七百三十三条の四第四項の表の上欄」を「第七百三十三条の四第四項各号」に、「世帯主及びその」を「納税義務者及び納税義務者の」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「同条第四項」を「同条第四項各号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の資産割額は、当該退職被保険者等に係る前条の規定により読み替えて適用される第七百三十三条の四第八項に規定する固定資産税額等(以下この項及び第七項において「固定資産税額等」という。))に、同条第四項第一号の資産割総額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る固定資産税額等の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

附則第三十八条の二第五項中「同条の規定により読み替えて適用される第七百三十三条の四第十三項の表の上欄」を「第七百三十三条の四第十三項各号」に、「世帯主及びその」を「納税義務者及び納税義務者の」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第六項中「前条の規定により読み替えて適用される第七百三十三条の四第十三項」を「第七百三十三条の四第十三項各号」に改め、同条第七項中「固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額」を「固定資産税額等」に、「前条の規定により読み替えて適用される第七百三十三条の四第十三項」を「第七百三十三条の四第十三項第一号」に改め、同条第九項中「世帯主及びその」を「納税義務者及び納税義務者の」に、「その」を「当該納税義務者の」に改め、「一般被保険者」を削る。

附則第三十八條の三を次のように改める。

(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)

第三十八條の三 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第七百三十三条の四第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	及び同法 並びに	同法
第二項第一号	介護納付金	病床転換支援金等並びに介護納付金
第二項第二号及び第三項第一号	の納付に要する費用に	及び病床転換支援金等の納付に要する費用に
第十二項第一号		及び同法の規定による病床転換支援金等(次項及び第十二項第一号において「病床転換支援金等」という。)並びに

第三條 航空機燃料費与税法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に改める。

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條中地方税法第七十二条の四十八、第七十二条の五十四、第七十二条の六十三の四第一項及び第二項並びに第三百四十九条の三第一項の改正規定並びに同法附則第九条の二及び第九條の二の二第一項の改正規定並びに同法附則第九条の三を削り、同法附則第九条の三の二を同法附則第九条の三とする改正規定並びに附則第七條第五項及び第七項並びに第四十六條(第四号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日
- 二 第一條中地方税法第七條の六第二項及び第七十二条の二の二第八項の改正規定、同法第七十二条の二十六の改正規定(同条第二項及び第四項に係る部分を除く。)並びに同法第七十二条の四十三第四項の改正規定並びに同法附則第四十一條第二項の改正規定並びに附則第七條第二項及び第三項の規定 平成二十九年十月一日

とし、同条第三十九項中「国土交通大臣又は」を「国土交通大臣若しくは」に改め、洪水浸水想定区域」の下に、「同法第十四条の二第一項の規定により都道府県知事若しくは市町村長が指定する同項に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第十四条の三第一項の規定により都道府県知事が指定する同項に規定する高潮浸水想定区域」を「あるものに限る」の下に、「以下この項において同じ」を加え、「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行の日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に改め、「洪水時」の下に、「雨水出水時又は高潮時」を加え、「水防法」を「同法」に「あつては」を「には」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十項を削り、同条第四十一項を第三十八項とし、第四十二項から第四十五項までを三項ずつ繰り上げ、同条第四十六項中「第十條第六項第四号」を「第十條第八項第五号」に、「第四十二條の四第六項第四号」を「第四十二條の四第八項第六号」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行の日」を「平成二十九年四月一日」に改め、「に該当する機械及び装置」の下に、「工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三條第九項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。）（以下この項において「機械装置等」という。）」を加え、「機械及び装置」を「機械装置等」に、「機械及び装置」を「機械装置等に」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条に次の二項を加える。

44 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで（以下この項において「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で義務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六條の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九條の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育施設」という。）の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條、第三百四十九條の二又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、補助開始対象期間内に最初に当該特定事業所内保育施設に係る政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（補助開始日が一月一日である場合には、同日）を課税期日とする年度から五年分（その者がその年度の初日の属する年の一月一日において補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合における当該年度分及び補助開始日が一月一日である場合における同日を課税期日とする年度分に限る。）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内で市町村の条例で定める割合（当該固定資産が第三百八十九條の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

45 都市緑地法第六十九條第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十條第一号ロに掲げる業務を行うものに限る。）が都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に都市緑地法第六十三條に規定する認定計画に基づき設置した同法第五十五條第一項に規定する市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の一月一日（当該設置した日が一月一日である場合には、同日）を課税期日とする年度から三年分（その者がその年度の初日の属する年の一月一日において補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合における当該年度分及び補助開始日が一月一日である場合における同日を課税期日とする年度分に限る。）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

附則第十五條の二第二項中「平成二十八年度分」を「平成二十八年度から平成三十三年度までの各年度分」に、「第三十五項」を「第三十四項」に改める。
附則第十五條の三中「平成二十八年度分」を「平成二十八年度から平成三十三年度までの各年度分」に改める。

附則第十五條の三の次に次の一条を加える。
（附則第十五條から前条までの規定の適用を受ける償却資産に関する脱替え）
第十五條の三の二 附則第十五條から前条までの規定の適用を受ける償却資産については、第三百四十九條の三の四の規定の適用がある場合における同條の規定の適用については、同条中「第三百四十九條の三」とあるのは「第三百四十九條の三又は附則第十五條から第十五條の三まで」と、「同条」とあるのは「これら」とする。

附則第十五條の四「前三條」を「附則第十五條から第十五條の三まで」に改める。
附則第十五條の五中「第十五條の三」を「第十五條の二」に改める。
附則第十五條の六第一項中「専有部分のうち」を「建物の区分所有等に関する法律第二條第三項に規定する専有部分（以下この条から附則第十五條の九の二までにおいて「専有部分」という。）のうち」に、「次条」を「次条並びに」に、「附則第十五條の九第一項」を「第五項、第十五條の九第一項並びに第十五條の九の二第一項」に改める。

附則第十五條の七第一項中「この条」の下に「及び附則第十五條の九の二」を加える。
附則第十五條の八第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「において」を「には」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。
4 市町村は、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第七條第一項の登録を受けた同法第五條第一項に規定するサービ

4 市町村は、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第七條第一項の登録を受けた同法第五條第一項に規定するサービ

4 市町村は、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第七條第一項の登録を受けた同法第五條第一項に規定するサービ

5 市町村は、平成十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第七條第五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同法第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二條第五号に規定する防災街区整備事業（同法第一百七條第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第二百五條第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年分（その者がその年度の初日の属する年の一月一日において補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合における当該年度分及び補助開始日が一月一日である場合における同日を課税期日とする年度分に限る。）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分の三分の二に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分の三分の二に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額し、当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

附則第十五條の九第一項中「のうち」を「のうち」に、「この項及び次項並びに次条第一項及び第二項」を「この条から附則第十五條の十まで」に、「もので」を「ものであつて」に改め、「については」を「場合に」に、「第七條第二号又は第三号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物」を「第五條第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第七條第二号又は第三号に

六項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」というものを「(次項)の下に「から第六項まで」を加え、同項第五号中「除く」の下に「第五項第五号において同じ」を、定めるもの」の下に「第五項第五号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」というものを加え、同条第五項中「前二項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車に対する第四百七十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 電気自動車
- 二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの
- 三 充電機能付電力併用自動車
- 四 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの(次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という)の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成二十一年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの

6 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成二十一年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く)に対する第四百七十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二条の三の次に次の一条を加える。

(自動車税の賦課徴収の特例)

第十二条の四 道府県知事は、自動車税の賦課徴収に関し、自動車前条第三項から第六項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第三項から第六項までの規定の適用を受ける自動車(以下この項において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車に窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるもの)をいう。次項において同じ。に基づき当該判断をするものとする。

道府県知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第四百四十九条の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定(第五百五十二条から第五百五十四条までの規定を除く)を適用する。

2 道府県知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第四百四十九条の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定(第五百五十二条から第五百五十四条までの規定を除く)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第二項の規定の適用がある場合における第十七条の五第三項、第十八条第一項及び第六十三條第一項中「五年間」とあるのは「七年間」と、第六十三條第一項中「納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下自動車税について同様とする」とあるのは「附則第十二条の四第二項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者について自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十四条第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。附則第十五条第二項第二号中「第十條第六項第四号」を「第十條第八項第五号」に、「第四十二條の四第二項」を「第四十二條の四第三項」に、「第六十八條の九第六項第四号」を「第六十八條の九第八項第五号」に改め、同条第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「総務省令で定めるものに水素」を「内燃機関を有しないものに水素」に改め、同条第十四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第二十五項中「高齢者、身体障害者等」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五項中「高齢者、身体障害者、障害者等」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「において」を「には」に改め、同条第十六項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「の価格」を「に係る固定資産税の課税標準となるべき価格」に改め、同条第十八項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「に」は、「五分の三」に改め、同項ただし書中「あつては、二分の一」を「二分の一」に改め、同条第二十一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第二十六項中「平成二十八年」を「平成三十年」に改め、同条第二十七項を削り、同条第二十八項中「の規定により」の下に「同条第十二項に規定する」を加え、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「第四十三項」を「第四十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項を同条第二十九項とし、同条第三十一項を同条第三十項とし、同条第三十二項を同条第三十一項とし、同条第三十三項第一号イ中「第六條第一項の規定(以下この項において「認定」という)を受けた」を「第二條第五項に規定する認定発電設備(以下この項において「認定発電設備」という)である」に改め、同号ロ及び同項第二号中「認定を受けた」を「認定発電設備である」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十五項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項を削り、同条第三十七項中「第二條の二第一項」を「第二條の二第三項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項を同条第三十六項

平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項を同条第三十六項



(抜 粹)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二号

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「無限責任社員」を「合名会社等の社員」に改め、同条中「又は合資会社」を「若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人」に改め、「(合資会社)の下に」及び「監査法人」を加える。

第十七条の六第二項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に、「同条第十二号の五の六」を「同条第十二号の五の二」に、「同条第十二号の六の二」を「同条第十二号の五の三」に改める。

第二十三条第一項第四号中「」によつて」を「」により」に改め、「第七項を除く。」の下に、「第十二条の十一の三(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)」を加え、「第四十二條の十二の四」を「第四十二條の十二の五」に改め、同項第四号の三中「第六十八條の十五の五」を「第六十八條の十五の六」に改め、同項第四号の四中「第六十八條の十一第七項」を「第六十八條の十一第五項」に、「又は第六十八條の十五の四第五項」を「第六十八條の十五の四第五項又は第六十八條の十五の五第五項」に改め、同条第四項中「第二款第三目」を「一次款第三目」に、「においては」を「」に改める。

第三十二条第十三項中「第四十五條の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において)を「特定配当等申告書」に、「も及びその時までに提出された第四十五條の三第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第四十五條の二第一項の規定による申告書
二 第四十五條の三第一項の規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第三十二条第十五項中「第四十五條の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において)を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「も及びその時までに提出された第四十五條の三第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第四十五條の二第一項の規定による申告書
二 第四十五條の三第一項の規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)